

## 日本妊娠高血圧学会 ヘルスケアプロバイダー奨励賞 内規

### (趣旨)

妊娠高血圧症候群に関して積極的かつ顕著な活動を行う「妊娠高血圧ヘルスケアプロバイダー（医師を除く）」を顕彰し、その活動の一層の発展を図ることを目的とする。

### (選考委員)

1. 本賞の選考は、選考委員4名により行う。
2. 選考委員長は、ヘルスケアプロバイダー委員会の理事1名とする。
3. その他の選考委員は、日本妊娠高血圧学会の理事または幹事の中から3名を選出する。  
なお、選考委員はヘルスケアプロバイダー委員会の委員であるか否かを問わない。
4. 選考委員の選出はヘルスケアプロバイダー制度委員会が行い、学術集会担当者に連絡する。
5. 選考委員の中から、ヘルスケアプロバイダー奨励賞発表セッションの座長2名を選出する。
6. 選考委員が、当該年度の応募演題の共同演者である場合、または筆頭演者と同一施設に所属する場合には、当該演題の評価を行わない。この場合、当該演題の評価は他の選考委員の平均得点をもって決定する。

### (選考手順)

1. 演題募集時点で、ヘルスケアプロバイダーによる演題は自動的に選考対象とする。
2. 演題数が多数の場合は、事前に選考委員により10演題以内を選出する。
3. 学術集会での発表終了後、選考委員により1演題を選出する。

### (選考基準)

1. 受賞者は、当該演題の筆頭発表者とする。
2. 当該演題の発表者のうち少なくとも1名は、日本妊娠高血圧学会正会員を含むことを要する。
3. 発表内容が論文化されているか否かは問わない。
4. 同一人物が二度以上受賞することはできない。
5. 応募は一般演題の締切日までとする。
6. 原則として毎年選考する。ただし、該当者がいない場合は選出しないことがある。

### (賞状および副賞)

受賞者には賞状および副賞を授与する。

副賞としてQUOカード1万円分を贈呈し、その費用は日本妊娠高血圧学会が負担する。